

研修会・団体後援等に関する規程

(総 則)

第1条 この規定は一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、「本会」という）が開催する研修会および他団体等が開催する事業の後援について必要な事項を定めるものである。

(研修会)

第2条 本会で規定する「研修会」は、以下のものとする。

- (1) 市民公開講座
- (2) 本会及び支部主催の勉強会
- (3) 学術大会
- (4) その他、運営委員会が認めたもの

(参加費・受講料・会場整理費用等)

第3条 第2条に規定する研修会の参加費には受講料・会場整理費を含み、以下のとおりとする。

- (1) (本会および公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「日放技」という）会員の参加費は、500円を基本に主催者が定める
- (2) 本会および日放技非会員の参加費は、1,000円を基本に主催者が定める
- (3) 学生および一般市民の参加費は無料とする
- (4) 上記に該当しない場合は主催者の判断で定めることができる ただし、研究会終了後、会長に対して速やかに報告すること

(謝金・後援費等)

第4条 講師料・後援料等については、会計規定第5条に準ずる。

(会計処理)

第5条 会計処理は以下により行う。

- (1) 全て本会会計処理（謝金・参加費を含む）とする

(後援の目的)

第6条 本会が後援を行うことにより、本会定款第4条に基づく事業の目的達成を図る。

(後援の名称)

第7条 本規定により後援を認められた団体のみ、一般社団法人千葉県診療放射線技師会后援の名称を使用することを認める。

(後援の定義)

第8条 本会が認める後援は以下のものとする。

- (1) 団体等が主催する事業について、本会がその趣旨に賛同し、本会の名称を使用することを認めることをもって支援する（後援名義貸し）
- (2) 本会の後援名義貸しおよび後援費の交付を受けるもの

(後援の基準)

第9条 診療放射線技師を対象とし、また公開した事業を開催していること。

2 市民県民の健康に対する高揚に寄与するもの。

3 その他、運営委員会が認めたもの。

第10条 以下の項目にいずれか1つでも該当する場合は、後援を認めない。

(1) 団体の運営が閉鎖的に行われている可能性のあるとき

(2) 団体の利益が特定の参加者に対してのみ与えられる可能性があるとき

(3) 団体の参加者が一部に限定される可能性があるとき

(4) 団体の役員が5人以下は原則として認めないが、例外として過去の実績を考慮して理事会で審議できる

(5) 団体の目的が本会の目的に則していないとき

(後援費)

第11条 後援費については、会計規程第6条に準ずる。

(後援の公募・申請・内容審議、後援費の交付)

第12条 公募は「せんぼう」および本会ホームページにて行う。

第13条 後援を希望する団体は、次に定める書類を本会会長宛に提出しなければならない。

(1) 本会既定の申請書に必要事項を記載、もしくは任意の書式に以下の内容を記載すること

①団体の名称および代表者の氏名

②団体の主たる開催場所および連絡先

③団体の目的

④活動実績

⑤申請年度の事業計画

⑥前年度収支決算書

(2) 申請書は毎年度提出すること

第14条 申請された後援に関する可否決定は以下とする。

(1) 第8条1項1号に該当する申請は運営委員会での決議とする

(2) 第8条1項2号に当該する申請の可否決定は理事会決議とする

第15条 後援費は後援決議後に交付される。

(1) 交付を受ける団体は会の公印を押した領収書を発行すること

(2) 開催イベント終了後、収支決算報告書を提出すること

(後援記載)

第16条 イベント開催時のパンフレット等に「後援(一社)千葉県診療放射線技師会」と明記することとし、その方法については団体に一任する。

(報告)

第17条 団体はイベント開催後、2週間以内に本会に報告書を提出すること。報告書は本会既定の書式もしくは任意の書式に、開催内容の概略および参加者数の内訳（総数および可能であれば本会会員数）を明記したもとする。

(後援費の返還)

第18条 後援を受けた団体がイベント活動を行わなかった場合、または正当な理由なく報告書を提出しなかった場合は、交付した後援費の全額もしくは一部を返還させるものとする。

(事業年度)

第19条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規定の改廃)

第20条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成30年4月1日同日施行

平成30年4月27日改正同日施行

2019年11月30日改正同日施行